

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

エンジェル税制

Q :エンジェル税制というものがあるようですが、どういうものですか?

A :個人投資家がベンチャー企業に投資を行いやすくするための税制で、創業期の中小企業に対して投資を行った場合及びその株式の譲渡等により利益・損失が発生した場合に優遇措置が受けられる制度です。

【解説】

創業期の企業は銀行融資を受けるのが難しいことから、政府は将来の日本を支える新産業を育てるべく、ベンチャー企業の資金調達を行いやすくするためのエンジェル税制を平成9年に創設しました。

エンジェル税制とは、設立後10年未満の中小企業で一定の非上場会社の株式を取得・譲渡した場合に適用がある特例で、次のような内容のものです。

- ①対象株式を取得した場合、同一年分の他の株式譲渡益から対象株式の投資額を控除。
- ②対象株式の譲渡損失の3年間繰越。
- ③対象株式を上場等の日前から3年超保有し、上場等日後から3年以内に譲渡した場合、譲渡益を1/2に圧縮。

しかし、この制度がこれまであまり利用されてこなかったことや個人投資家のベンチャー企業に対する投資環境が変化してきたことなどから、平成16年度の税制改正では、対象株式の会社の範囲の拡充と特例の対象となる株式の譲渡期間の緩和が盛り込まれました。

